

令和5年度住民税均等割非課税の子育て世帯の方へ

こども加算（児童1人あたり5万円）のご案内

基準日 令和5年12月1日**給付額** 児童1人あたり**5万円**（世帯主に対象児童分を合算して支給します）**給付対象** 笛吹市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円の追加給付）を受給した世帯のうち、**基準日に18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）**を同一世帯で養育している世帯
※世帯全員が課税者から扶養されている世帯は支給対象外です。例外的に**対象となる**児童（**申請期間内に笛吹市へ申請が必要**です。）

- ・令和6年3月1日以降に出生の届出をした児童
- ・対象世帯とは別世帯だが扶養している児童

例外的に**対象とならない**児童

施設入所児童は、施設への住民票の異動有無にかかわらず対象外です。ただし、里親に委託されている児童は給付対象世帯と同一世帯である場合、加算対象となります。

申請期間 **令和6年4月1日（月）から令和6年8月30日（金）まで**

【申請先】 笛吹市役所子供すこやか部子育て支援課

【受付時間】 平日9時～17時（土日祝日を除く）

【問合せ先】 055-298-6199（コールセンター直通）

※申請書は、市の窓口及びホームページから入手可能です。

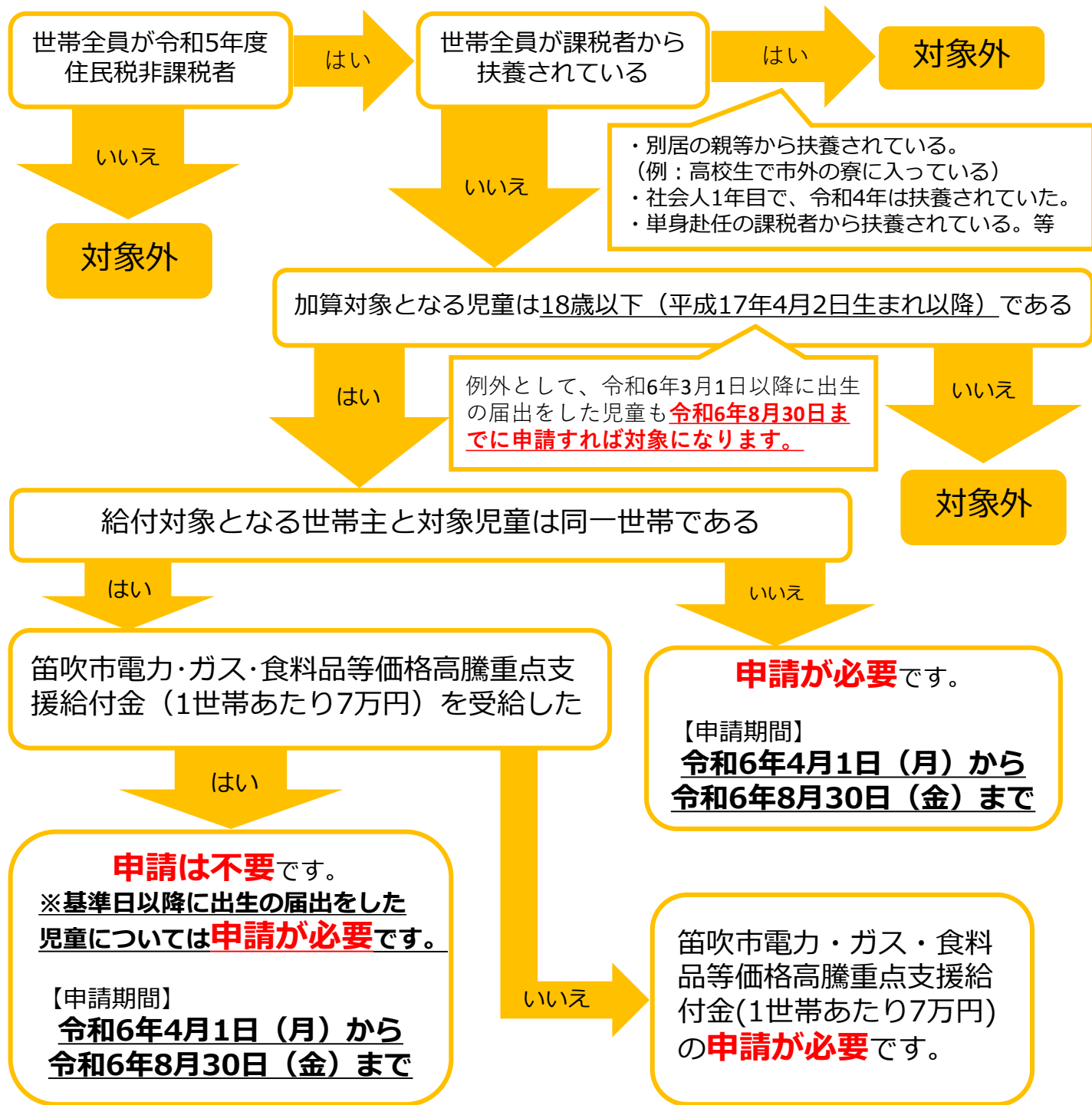
※申請日の翌月末に給付予定です。笛吹市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円の追加給付）を受給した世帯については、**原則申請は不要**です。※ただし、**例外的に対象となる児童については申請が必要**です。 重要

裏面もご確認ください。

給付対象世帯確認フローチャート

※当チャートは一般的な事例を想定しています。

※令和5年12月1日時点で笛吹市に住民票がある世帯が前提条件です。



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。